

住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
法人にあっては、その代表者の氏名

様

県税事務所長 印

産業廃棄物税更正・決定・加算金決定通知書

産業廃棄物税の課税標準量、税額及び加算金を下記のとおり更正・決定しましたので通知します。  
この通知書による不足税額等を別紙納付書により 年 月 日までに三重県指定金融機関、三重県指定代理金融機関、三重県収納代理金融機関又は郵便局（三重県、愛知県、静岡県又は岐阜県内の各郵便局）へ納付してください。

納 税 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名			
課 税 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
申 告 書 提 出 期 限		申 告 書 提 出 年 月 日		
年 月 日		年 月 日		
更正又は決定の理由				
区 分	課 税 標 準 量	税 率	税 額	
更正又は決定	トン	1,000円	円	
申告	トン	1,000円	円	
差引不足税額 ( - )				円
区 分	基 礎 と な る 税 額	課 率	加 算 金 額	
過 少 申 告 加 算 金	(通常分) 円	%	円	
	(加重分) 円	%	円	
不 申 告 加 算 金	円	%	円	
重 加 算 金	円	%	円	
納付すべき税額等の合計額 ( + + + )				円
指 定 納 期 限		年 月 日		

注1 不足税額に対しては、不足税額（1,000円未満の端数があるときはその端数金額、不足税額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。）に、申告納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した延滞金額（100円未満の端数があるときはその端数金額、延滞金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。）が加算されますが、延滞金については、不足税額納付後に送付される延滞金納付書により納付してください。

2 この通知について不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。  
処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（三重県知事が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、判決の送達を受けた日から6月以内であっても、判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。